

上越市健康福祉部指定管理者選定委員会（若竹寮）

日時 平成 27 年 10 月 30 日(金)午後 1 時 30 分から

場所 若竹寮 多目的室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状の交付

4 委員自己紹介、委員長の選出

5 議 事

(1) 指定管理者の選定方法について

(2) 審査方法の確認及び面接のポイントについて

(3) 提出書類に基づく面接審査

(4) 指定管理者の選定（委員協議）

(5) その他

6 閉 会

平成 27 年度

**上越市健康福祉部指定管理者選定基準
(若竹寮)**

上越市健康福祉部指定管理者選定委員会(若竹寮)

指定管理者選定方法

1 選定に当たっての基本的事項

指定管理者の選定に当たっては、次の項目に該当する者のうちから、最適な者を候補者として選定する。

- 申請者から提案された事業計画書及び収支計画書（以下「事業計画」という。）に基づく若竹寮の管理が若竹寮の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上が図られるものであること。
 - 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (1) 上記の条件に明らかに該当しないと認められるものは、審査対象外とする。

(2) 選定方法

- ・選定は、別紙審査表に基づき行うものとする。
- ・審査表の採点は、提出書類を基本に、面接（プレゼンテーション）を加味して行うものとする。
- ・評価は、複数の提案をそれぞれ比較する相対評価を原則とする。順位を決定するにあたっては、提案内容を点数化し、合計点により順位化するものとする。

(3) 最適者の確定方法

市長に報告する指定管理者の最適者は、次のとおり決定するものとする。

ア 最も多くの委員が第1順位に評価したもの

イ 最も多くの委員が第1順位に評価したものが複数いた場合は、それらのものうち最も総得点が高いもの

ウ 上記ア及びイに該当しない場合（最も多くの委員が第1順位に評価したものでそれらのものの総得点と同じ場合）については、協議の上、委員の過半数の賛成を得たもの

※申請者が1社のみの場合にも、上記基準を基に採点し、指定管理者の最適者としての適否を決定するものとする。

2 審査表の配点の考え方

(1) 配点割合

	1 若竹寮の平等な利用が確保されているか。	2 若竹寮の適切な管理、サービスの向上が図られているか。	3 事業計画書に沿った若竹寮の管理を安定して行う能力を有しているか。	4 左記の他、若竹寮の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。	計
配点割合	5% (5点)	35% (35点)	55% (55点)	5% (5点)	100% (100点)

(2) 配点表

	評 価 レ ベ ル	
	優 ←	普通
35点の配点	35点	17.5点
25点の配点	25点	12.5点
10点の配点	10点	5点
5点の配点	5点	2.5点

(3) 評価の特例

各委員がこの審査表に従って、それぞれの判断で評価を行うが、次に掲げたものはその特殊性から以下の方法で評価するものとする。

ア 選定基準3の「事業計画に沿った若竹寮の管理を安定して行う能力を有しているものであること」中、審査項目の経営基盤及び経験実績の評価については、財務精通者の専門性が求められる審査内容があることから、財務精通者の財務状況調査結果を委員に報告し、質疑を経た後、委員それぞれが判断するものとする。

イ 経営の安定については、財務精通者へ資金収支計算書、貸借対照表などの経営状況に関する書類に基づく調査を依頼し、安定経営のための体力に不安がないかを確認していただき、その報告結果に基づき事務局が審査表へ記載いたします。

3 その他確認事項

配点割合、審査表、申請書類については、外部に漏れることのないよう取り扱いに注意する。